税務証明書を交付申請することができる者の範囲

税務証明書の種類	交付申請することができる者
所得証明書 町県民税課税台帳記載事項証明書 非課税証明書 扶養証明書 児童手当用証明書 児童扶養手当用証明書	・本人 ・代理人で委任状を提出する者 ※未成年者(20 歳未満)で所得がない者の証明書を、同一世帯の親族が交付申請する場合、委任状不要とする。
営業証明書	・代表者 ・代理人で委任状を提出する者 ※法人の角印及び代表印押印、または法人実印(代表者肩書の印字があるもの)押印の申請書を提出するものとする場合、委任状不要とする。 「 会社の印 ＋ 代表者の印 」 または 「 会社名･代表者肩書の印 」
資産証明書 評価証明書 公課証明書 課税証明書 無資産証明書 課税台帳記載事項証明書	・本人 ・代理人で委任状を提出する者 ・納税管理人 ・地方税法施行令第 52 条の 15 に定める者 ・破産管財人　・精算人 ・訴訟関係者　・弁護士 ・裁判所等　・評価人 ・競落人 ・国及び地方公共団体の機関 ※課税証明書を除き、賦課期日以降に売買等により固定資産の所有権を取得した者は交付申請できるものとする。 ※法人の場合、法人の角印及び代表印押印、または法人実印(代表者肩書の印字があるもの)押印の申請書を提出するものとする場合、委任状不要とする。
住宅用家屋証明書	・本人 ・代理人で委任状を提出する者
納税証明書、未納がない証明書、国民健康保険納付証明書	・本人 ・代理人で委任状を提出する者 ※対象の税金の振替口座名義人であれば委任状不要とする。 ※法人の場合、法人の角印及び代表印押印、または法人実印(代表者肩書の印字があるもの)押印の申請書を提出するものとする場合、委任状不要とする。
軽自動車税納税証明書（継続検査用）	・本人 ・同一世帯の親族 ・代理人で委任状を提出する者 ※車検証（コピー可）持参又は、納税義務者の住所地を知りえている場合は委任状不要とする。